

幸一般環境大気測定局電気料に関する協定書（案）

川崎市を甲とし、乙を乙として、甲乙間において、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、幸スポーツセンター内に設置している幸一般環境大気測定局（以下「測定局」という。）に係る電気料の債権債務について定めるものである。

（電気料の算定）

第2条 乙は、電力会社から請求のあった電気料を、測定局電力量から総電力量を除いた割合で按分し、測定局電気料を算定するものとする。

（電気料の支払）

第3条 乙は、当月分の測定局電気料が確定した後、前条の算定式に基づき測定局電気料を計算し、乙が電力会社から請求があった日から30日以内に、関係書類を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、乙の算定した電気料を確認し、乙からの請求書を受理した日から30日以内に電気料を支払うものとする。

（協定の期間）

第4条 この協定の期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

2 前項の協定期間は、甲もしくは乙より別段の申し出のない時は、期間満了の翌日より起算して満1年間同一の条件で更新されるものとし、以後この例による。

（解除）

第5条 甲乙は、次の各号のいずれかに該当する事実があった場合においては、ただちにこの協定を解除することができる。

（1）乙が指定管理者でなくなったとき。

（2）甲の施設が撤去されたとき。

2 前項第1号の規定によりこの協定を解除するときは、乙は、乙が指定管理者でなくなった日において、電力会社に当月分の総電力量を検針させるものとする。

（その他）

第6条 この協定の定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 川崎市
川崎市長 福田 紀彦

乙